

令和8年度水道スマートメーター設置工事
実施要領

1 目的

令和8年度水道スマートメーター設置工事に伴う無線通信端末の納入・設置及びWeb明細サービスの納入事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 工事の概要

(1) 工事名

令和8年度水道スマートメーター設置工事

(2) 工事目的

スマートメーターを導入することにより、遠隔検針や漏水監視等を実施し、水道使用量のデータを活用した漏水の早期発見、安否確認、高齢者の見守り等が活用でき、地域全体の住民サービス向上及び住民に対して安全・安心な水道水の安定供給を目的とする。

(3) 工事内容

別紙「令和8年度水道スマートメーター設置工事 仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年2月10日まで

(5) 提案上限額

34,050,000円(税抜)

なお、提案上限額を超える提案については、無効とする。

3 提案資格

本工事に係る公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件(以下「提出資格」という。)の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定に該当しない者であること。

(2) 仁木町の競争入札参加資格者名簿(随時可)に登録されていること。また、履行可能な1法人もしくは2以上の法人により構成されるコンソーシアムについても参加可能とする。なお、コンソーシアムでの参加を希望する場合は、構成員の中から代表となる企業を1社選定の上、当該代表企業が当町の対応窓口となり、本プロポーザルの申請手続等を実施すること。コンソーシアムを構成する場合、コンソーシアム構成員が別途単体の法人として本プロポーザル入札に参加、またはコンソーシアム構成員が他のコンソーシアムの構成員として本プロポーザル入札に参加することは認めない。

(3) 仁木町建設工事等入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成15年仁木町告示第4号)の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立をしている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団、又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的、又は積極的に暴力団の維持、又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体、又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれある団体に属する者に該当しないこと。

(8) 工事を一括再委託しないこと

4 選定方法

(1) 提出資格を有することを認められた者は、提案書提出依頼通知書に基づき提案書等を提出するものとする。

(2) 企画提案者から提出された提案書等の書面及びプレゼンテーションを仁木町プロポーザル選定委員会において内容の審査及び採点評価し、企画提案者ごとに合計した点数が最も高いものを受注候補者として選定する。

(3) 受注候補者の選定にあたり評価項目による配点の区分は公表しない。

(4) 企画提案者が1者になった場合でも、プレゼンテーションは実施する。

5 評価基準

別添「評価基準表」に基づき、評価する。

6 質疑・回答

本実施要領及び仕様書についての質問は、下記のとおり行うこと。

(1) 提出方法

ア 質問書（別記第1号様式）により、電子メールで送信すること。

イ 送信後、電話にて到着の確認（開庁時間内）を行うこと。ただし、電話及び来庁による質問は一切受け付けない。

(2) 期 限

令和8年6月5日（金）午後5時00分まで

(3) 提 出 先

〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1 仁木町建設課建築水道係

電話:0135-32-3639 メール:suidou02-niki@town.niki.hokkaido.jp

(4) 回 答 日

令和8年6月9日（火）

(5) 回答方法

質問書に対する回答は、質問者に回答を電子メールにて送付し、町ホームページにおいても公表する。なお、回答は参加申込及び提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。また、質問の内容により、事業者の選定において公平性を保てないと判断した場合には、回答しないこととする。

7 応募方法

(1) 仕様書等の交付

仕様書、各種様式の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月11日（木）まで

イ 交付方法

仁木町ホームページにてダウンロードすること。

(2) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

番号	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル 参加表明書（第1号様式）	ホームページより記載様式をダウンロードして、様式に従い記載すること。
②	提案書（第6号様式）	ホームページより記載様式をダウンロードして、様式に従い記載すること。
③	企画提案説明書（任意様式）	②提案書の記載については、A4（縦又は横で統一）で作成すること。
④	実施体制図（任意様式）	②の提案書の記載事項について、実施体制図並びに本業務の責任者及び従事者について記載すること
⑤	他自治体の導入実績がわかる資料（任意様式）	他自治体の導入実績がわかる資料を A4（縦又は横で統一）で作成すること。
⑥	見積書（任意様式）	次の項目について詳細を明示した見積書及び内訳書を提出すること。なお、いずれも見積金額は税抜とする。 ① 令和8年度水道スマートメーター設置工事 (1) 無線通信端末調達費 1,575 件分 (2) 無線通信端末設置費 1,575 件分 (3) 自動検針システム導入費 1,575 件分 (4) Web 通知システム導入費 1,575 件分

⑥	見積書（任意様式）	② 令和9年度ランニングコスト（R9.4.1以降） （1）2年目以降維持管理費（年間）1,575件分
---	-----------	---

ア ①の書類を提出後、公募型プロポーザル参加資格確認通知書の通知を受けたのち「②～⑥」の書類を提出するものとする。

イ ②の提案書については、③企画提案説明書（実施要領・仕様書を参考にして、専門用語などは必要に応じて注釈を付し、わかりやすく記載すること）、④実施体制図、⑤他自治体の導入実績がわかる資料、⑥見積書を添付すること。

提出部数は10部（正本1部、副本9部）とし、正本1部、副本1部のみ余白に会社名等を記入すること（副本8部については、会社名等を除くこと）。

(3) 提出期限

① 令和8年6月11日（木）午後5時00分まで

②～⑥ 令和8年6月26日（金）午後5時00分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、土・日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は提出期限までに必着とし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1 仁木町建設課建築水道係

(6) 失格となる提案等

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合。

イ 仕様書等適合しない書類の提出があった場合。

ウ 提出期限を過ぎて書類が提出されたもの。

エ 選定結果に影響を与える不誠実な行為を行った場合。

オ 企画提案に係るプレゼンテーションを欠席した場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

8 審査方法

本実施要領及び仕様書に基づき提出された提案書等について、企画提案者からのプレゼンテーションを実施後、仁木町プロポーザル選定委員会において内容の審査及び採点評価を実施し、企画提案者ごとに合計した点数が最も高い者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和8年6月30日（火）（時間は別途通知）

(2) 実施場所

〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1 仁木町役場2階 会議室2

(3) 提案及び質疑応答時間

説明20分以内、質疑応答10分以内

(4) 参加人数

3名以内

(5) 使用機器

パソコン等は参加者が用意すること。なお、パソコンを使用する場合、電源、モニタ、HDMIケーブル、延長ケーブルは町の用意したものを利用できる。

9 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての企画提案者に結果通知書で通知するとともに、仁木町ホームページで公表する。
- (2) 通知時期 令和8年7月2日(木)

10 スケジュール

令和8年 6月 1日(月)	公募開始
6月 5日(金)	質問締切
6月 9日(火)	質問回答
6月11日(木)	参加表明書提出締切
6月12日(金)	参加資格審査
6月15日(月)	参加資格決定通知
6月26日(金)	提案書等提出締切
6月30日(火)	プレゼンテーション(ヒアリング)
7月 2日(木)	審査結果通知

11 その他の留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。
緊急時等のやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取消すことがある。
なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を仁木町に請求することはできない。
- (2) 提出後における提案書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (3) 提出された全ての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、受注候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (5) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (6) 審査結果に対する異議申立は受け付けない。
- (7) 提出された提案書等は、仁木町情報公開条例(平成16年条例第10号)に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、事業を営む上で、競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの等は、非開示となる場合がある。
- (8) 企画提案者は、第三者に対して業務の一部を委託する場合は、仁木町の承認を得ることとし、企画提案者と同等の義務を負わせるものとともに、当該第三者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (9) 企画提案者は、第三者に対して業務全ての委託は認めない。
- (10) 企画提案者は、必要書類の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (11) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (12) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨に限る。
- (13) その他、詳細は仕様書を確認すること。

評価基準表

評価項目	評価基準	
企画提案概要	会社概要	・水道自動検針に関する基本的な考え方や、事業方針が具体的に述べられているか。
	導入実績	・直近5年間で道内での遠隔自動検針に関する実績があるか。
	実施体制	・業務実施に必要な体制や、役割分担を明確にし、安全かつ確実な実施体制や適切なスケジュールを組んでいるか。
各種機能・仕様	無線通信端末	・仕様項目の要件を十分に満たしているか、未達の場合の代替策は適切か。
		・当町の過去の最低及び最高気温の環境下で安定動作する実績があるか。
		・通信不良箇所があった場合、自動検針を可能とする代替手段があるか。
		・1日1回通信の条件下で8年間以上使用できる性能を有するか。
		・警報情報を随時自動検針システムに電文送信でき、ロードサーベイ機能に対応できるか。
	自動検針システム	・仕様項目の要件を十分に満たしているか、未達の場合の代替策は適切か。
		・各種情報を当町の業務用パソコンで閲覧可能であるなど、利便性、操作性に優れているか。
		・警報情報の電文を受信し、必要な係・担当係に遅滞なくメール等で通知できるか。また、警報情報を遠隔リセットできる機能を有しているか。
		・警報情報等のしきい値を遠隔で設定できるか。(双方向通信)
		・現地作業時にスマートフォン等で指針値情報等を確認できるか。
	Web通知システム	・仕様項目の要件を十分に満たしているか、未達の場合の代替策は適切か。
		・利用率向上のための支援はどのような対応ができるか。
・ID/パスワード認証および不正アクセス防止対策が施されているか。		
・使用水量および水道料金を、過去2年間に遡って照会できるか。		
・検針結果、請求予定額、請求確定金額および口座振替済みのお知らせが通知できるか。		
・高齢者見守り通知ができ、利用率向上のための支援はどのような対応ができるか。		
支援体制	・仕様項目の要件を十分に満たしているか、未達の場合の代替策は適切か。	
	・導入前後の支援体制について内容が明確になっているか。	
	・当町、水道料金システムとのデータ連携に関する対応が可能か。	
工事価格(税抜)	・提案内容に見合った適切な価格となっているか。	
ランニングコスト(税抜)	・提案内容に見合った適切な価格となっているか。	